

# 児童手当の制度改正とお手続きについて

令和6年10月より児童手当法が改正され、児童手当制度が変更されます。  
変更後の制度の概要と、必要なお手続きについてお知らせします。  
詳細については、高槻市ホームページにも掲載していますので、合わせてご確認ください。

## あたらしい児童手当制度のしくみ

### ① 所得制限がなくなります

所得制限が撤廃され、児童の年齢に応じて一律の児童手当を受け取ることができます。  
※児童手当の受給者は引き続き父母等のうち生計中心者(原則として所得の高い方)となります。

### ② 支払回数が変わります

4カ月に1回だった支払月が、2カ月ごとに変更されます。  
※定例支払日は偶数月の15日(休日の場合はその直前の平日)です。児童手当の資格が消滅した場合など、これ以外の時期に支払われる場合があります

### ③ 支給対象年齢や3人目以降の支給額が変わります

中学生までだった支給対象者が高校生相当年齢まで拡大されます。  
3人目以降の支給額が増額され、対象児童のカウント対象に大学生相当年齢の方が追加されます。  
詳細は以下のとおりです。

お子さまの年齢	1人目・2人目	3人目以降
大学生相当年齢※ (H14.4.2～H18.4.1生)	児童手当の支給はありませんが、3人目以降の支給額を決める際の人数としてカウントします	
高校生相当年齢※ (H18.4.2～H21.4.1生)	月額10,000円	月額30,000円
3歳から中学生まで (3歳のお誕生月の翌月～H21.4.2生)	月額10,000円	月額30,000円
3歳未満 (3歳のお誕生月まで)	月額15,000円	月額30,000円

※大学や高校等に通っているかどうかは問わず、お子さまの年齢を確認します

※大学生相当年齢の方については、受給者が日常生活の世話や生活費、学費の支出を行っている場合、対象児童のカウントの対象となります

### 支給額の例

5歳・16歳・21歳・23歳 のお子さまを養育している場合

高校生相当年齢  
までのお子さま

大学生相当年齢  
のお子さま

対象外年齢  
のお子さま



23歳(----)・・・カウントの対象になりません  
21歳(1人目)・・・カウントの対象になります(支給はなし)  
16歳(2人目)・・・月額10,000円  
5歳(3人目)・・・月額30,000円

**合計・・・月額40,000円**

※12月に支払われる10月分児童手当から支給額が変更されます

詳細については高槻市ホームページにも掲載しています

(制度改正の詳細)

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/124918.html>

(制度改正に関するよくある質問と回答)

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/130695.html>



(制度変更の詳細)



(よくある質問)

## お手続き方法について

※この通知は市内に住民票のある15歳から18歳の年度末まで(高校生相当年齢)のお子さまごとにお送りしています。高校生相当年齢のきょうだいがいるなど、複数通知が届いた場合も、請求者ごとにまとめてお手続きを行ってください。

### ① 公務員の方は勤務先(所属庁)でお手続きを行ってください

原則として申請先は勤務先(所属庁)となります。

お手続き方法などについては、勤務先(所属庁)に直接お問い合わせください。

※公務員として児童手当を受けられるか否かについては、高槻市では把握ができません。

ご自身が公務員児童手当の対象かどうか不明な場合は、勤務先(所属庁)にお問い合わせください。

### ② 公務員以外の方については以下のとおりお手続きを行ってください

#### ②-1 電子申請の場合

以下の二次元コードやURLから電子申請フォームへアクセスしてください。

同封の手順書と画面の案内に従って、必要な情報を入力してください。

必要な項目が自動的に表示されるため、記入漏れなどの心配がありません。

【児童手当制度改正用】新規認定請求

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/130699.html>

※マイナンバーカードは不要です



#### ②-2 郵送による申請の場合

同封の申請書に必要な事項を記載の上、添付書類を同封して子ども育成課までご郵送ください。

恐れ入りますが、郵送料等は申請者様のご負担となります。

どなたも提出が必要な書類

・認定請求書  
・本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)のコピー

別居しているお子さまが  
いる場合に提出が必要な書類

・別居監護申立書

大学生相当年齢のお子さまが  
いる場合に提出が必要な書類

・監護相当・生計費の負担についての確認書

### ③ 支払時期について

制度改正により新たに対象となる方は、令和6年10月分児童手当から支給対象になります。

令和6年12月13日(金)に、令和6年10月分・11月分の手当を支払う予定です。

### ④ 申請には期限があります

お手続きは令和6年9月30日(月)までお願いいたします。この期限を過ぎた場合、12月に支払われず、令和7年2月以降に支払が遅れる可能性があります。

なお、令和7年3月31日(月)までに申請が完了すれば、令和6年10月分に遡って支払われます。

## 郵送・電子申請でのお手続きにご協力をお願いいたします

この度の児童手当制度改正に伴い、多数の方が児童手当のお手続きの対象となります。

子ども育成課の窓口が大変混雑することが予想されるため、郵送または電子申請でのお手続きにご協力をお願いいたします。

